



徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ

概要版

令和7年3月 徳島県教育委員会

1. 策定の趣旨

本アクションプランは、令和7年度からの5年間にわたって、幼児教育の振興・充実を図るための総合的な基本計画です。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえた充実した教育が行われることが求められます。

近年の発達心理学、教育心理学、脳科学、教育経済学など様々な研究成果において、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であるだけでなく、その後の人生において、長期にわたって学業や家庭生活、社会生活など多面的によい効果をもたらすことが明らかにされてきています。

全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基礎となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要です。

令和2年策定の「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」の趣旨・方向性を引き継ぎつつ、このような社会の変化や国・県の動向及び現行プランの検証を踏まえ、策定するものです。

2. 本県の幼児教育振興の方向性

1. 目指す幼児教育

- 人間形成の基礎を培う幼児教育
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育
- 全ての幼児に提供される質の高い幼児教育



2. 基本方針と重点項目

本県が目指す幼児教育の実現に向けて、次の基本方針に基づき、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等のもとより、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等が各々に取り組むことを具体的に示します。

基本方針①

幼稚園・保育所・
認定こども園等における
幼児教育の充実

徳島県保育・幼児教育センターを中核に、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。



重点項目① 幼稚園教育要領等の内容の理解促進

幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を促進します。

重点項目② 教育・保育内容の充実

幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、遊びを通しての総合的な指導を中心として、一人ひとりの特性や発達の課題に即した教育が行われるようにします。

重点項目③ 教育・保育内容の評価

日々の実践を振り返り、保育に生かすなど、カリキュラム・マネジメントを実施し、園全体の教育を評価・公表することで、教育・保育の質の向上を図ります。

重点項目④ 教育・保育環境の整備

全ての施設において、幼児に対する教育・保育が提供できるように環境を整備します。

重点項目⑤ 安全で安心できる環境の充実

幼児等が安全に安心して園生活を送れるように、自然災害への対応や防犯対策、感染症対策、バスの送迎も含めた交通安全対策等、安全に関する理解や習慣を深め、適切な行動がとれるよう、保育者等の安全教育に関する実践力の向上を図り、各施設における安全教育を充実させるとともに、幼児等の安全を確保するための環境を整えます。

基本方針 ②

保育者の資質・能力及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質・能力及び専門性の向上を目指します。

重点項目 ① 教員育成指標等を踏まえた研修の実施

保育者のキャリアステージに応じた研修を実施します。

重点項目 ② 研修体制・研修内容の充実

設置者と各施設が連携して、研修の実施体制と研修内容の充実を図ります。



基本方針 ③

発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

重点項目 ① 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれるよう、教育・保育を推進します。

重点項目 ② 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続及び「架け橋期の教育」の充実のため、幼稚園・保育所・認定こども園等と、相互理解を基にした連携・接続を推進します。

重点項目 ③ 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が相互に教育・保育についての理解を深め、幼児の豊かな育ちにつながる連携を促進します。

基本方針 ④

特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

障がいのある幼児や外国籍等の幼児など、特別な配慮を必要とする幼児一人一人の実態に応じた適切な支援を行うとともに、保育者の専門知識の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を推進します。

重点項目 ① 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実

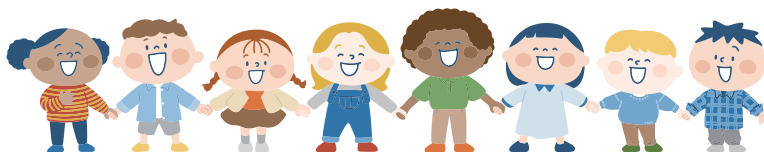
特別な配慮を必要とする幼児についての理解を促進するとともに、保育者の専門知識の向上を図り、各施設における指導の充実を推進します。

重点項目 ② 専門性のある相談・支援体制の整備

幼児一人一人の個性をとらえ、個に応じたきめ細かい教育を行うという視点に立った相談・支援体制を整備し、各施設における特別な配慮を必要とする幼児への支援を支えます。

重点項目 ③ 関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築

インクルーシブ教育体制の中で、必要な支援を幅広い分野から、切れ目ない支援を受けられるようにするために、各施設、保護者、行政、専門機関等が連携した継続的な支援を可能にする体制の構築を推進します。



基本方針 ⑤

地域総ぐるみの子育て支援の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

重点項目 ① 各施設における子育て支援の充実

地域の幼児教育の中核的存在としての役割を支援します。

重点項目 ② 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実

幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

重点項目 ③ 預かり保育や延長保育の充実

幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育を推進します。

